

答 申 第 1 3 7 号
(諮 問 第 1 2 8 号)

令和 7 年 (2025 年) 9 月 24 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 5 年 (2023 年) 3 月 29 日付け鎌総第 3371 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和4年（2022年）4月19日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「1.七里ヶ浜第1緑地の支線柱及び支線の許可をする文書、図面を示すもの（七里ヶ浜〇丁目〇番〇号の△側） 本件は行政不服審査により争われている案件であり、鎌倉市情報公開条例第6条第1号イ『人の生命、健康、生活または財産を保護するため公開することが必要であると認められる情報』であるため。」に対し、実施機関鎌倉市長が令和4年（2022年）5月6日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、非公開とした情報のうち、案内図及び平面図は、別表に掲げる箇所を除き公開することが妥当である。

2 審査請求の経緯と主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和4年（2022年）4月19日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「1.七里ヶ浜第1緑地の支線柱及び支線の許可をする文書、図面を示すもの（七里ヶ浜〇丁目〇番〇号の△側） 本件は行政不服審査により争われている案件であり、鎌倉市情報公開条例第6条第1号イ『人の生命、健康、生活または財産を保護するため公開することが必要であると認められる情報』であるため。」について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に対し、令和4年（2022年）5月6日付鎌倉市指令み公第19号で、行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和4年（2022年）7月12日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

該当する案内図及び平面図（以下「図面類」という。）の開示を求

める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和4年(2022年)7月12日付けで提出した審査請求書、同年10月6日付け及び10月21日付けで提出した反論書、同年12月2日付けで提出した再反論書、令和5年(2023年)2月9日付けで審査庁が行った口頭意見陳述並びに令和7年(2025年)3月13日に当審査会が実施した口頭意見陳述における主張を総合すると、本件処分に対する審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 七里ヶ浜1号緑地の支線柱1本と支線2条の許可を取り消すとの裁決を求めて審査請求を行っている。当該許可により審査請求人及び家族の景観権と生存権を侵害している。非公開とされた案内図及び平面図(以下「図面類」という。)が人の生命、健康、生活、財産の保護に必要な情報であり公開を求める。

イ 令和3年度(2021年度)の情報公開で図面類は公開されており、令和4年度(2022年度)に公開を拒む理由が理解できない。

ウ 図面類に記載されている情報は都市施設であり、その位置は公開されるべきである。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

令和4年(2022年)9月15日付けで提出された弁明書、同年11月10日付けで提出された再弁明書及び令和7年(2025年)4月14日に実施した実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が本件を行った根拠は、大要次のとおりである。

(1) 本件処分における非公開部分は、法人の事業活動で得られた情報であり、公開された場合、個人宅の棟数など住居の概要が明らかとなるなどのプライバシー侵害、特定の個人の引き込み線を断線して停電させるといった被害などが発生した場合、法人への損害賠償請求につながるおそれがあり、法人の正当な利益が害されるおそれがある法人情報である。

(2) 非公開情報を公開することが、法人等に不利益を強いることもやむを得ないと評価するに足るような事情の存在も全く認められない。

(3) 図面類に記載されている情報は都市施設であり、その位置は公

開されるべきと主張するが、事業者を確認したところ、電気事業法第 23 条は託送供給及び電気量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報を業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないと規定している。

- (4) 図面類には、事業者が設置する電柱等の電気供給事業用工作物の所在地が記載されている。

図面類は、事業者の事業活動により知り得た情報であり、公開された場合、個人宅の住居の情報が明らかになるなどプライバシーの侵害や、特定の個人の引込線を断線して停電させるといった被害が発生した場合、事業者への損害賠償請求につながるおそれがあり、事業者の正当な利益を害されると認められる。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書、審査請求人の口頭意見陳述の結果並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果、また本件処分に係る文書の一部を実施機関に提出した事業者より提出された意見書に基づき、次のように判断した。

(1) 本件処分について

ア 本件処分に係る文書は、「1. 七里ヶ浜第1緑地の支線柱及び支線の許可をする文書、図面を示すもの（七里ヶ浜〇丁目〇番〇号の△側） 本件は行政不服審査により争われている案件であり、鎌倉市情報公開条例第6条第1号イ『人の生命、健康、生活または財産を保護するため公開することが必要であると認められる情報』であるため。」である。

実施機関は、本件処分に係る文書として、行政財産土地目的外継続使用許可申請を許可するための起案文書、行政財産（土地）目的外使用許可書（以下「許可書」という。）（案）及び許可書施行文の写し、行政財産土地目的外継続使用許可申請書（以下「申請書」という。）並びに申請書に付属する物件一覧及び図面類を特定した。

イ 本件処分では、条例第6条第1号に該当する情報として申請書に記載された個人の氏名を、同条第2号アに該当する情報と

して申請書に押印された印影を非公開としているが、この点について争いはない。

審査請求人は、図面類は条例第6条第2号ただし書イに該当する情報で、公開すべきであると主張するとともに、本件請求を行った以前の令和3年度（2021年度）の行政文書公開請求では公開されていた情報であると主張する。

そこで、実施機関が行った本件処分のうち図面類を一部非公開とした実施機関の判断の妥当性について、以下、検討する。

(2) 条例第6条第1号の該当性について

ア 職権により検討するに、条例第6条第1号は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（以下略）」を非公開情報として規定している。

イ 実施機関は、図面類は事業者の事業活動に基づき作成されたものであり、公開することにより事業者の利益を害するおそれがある等と説明する。

当審査会で図面類を見分したところ、図面類はイントラネットシステムで独自の地図として作成されたものであり、その一部には「目的外使用・開示・持ち出し・複製禁止」と記載されていること、並びに図面番号、電柱標識等の当該図面に関する数値（以下「数値等」という。）、事業活動の結果知り得た情報及び図面の出力を担当した職員と思われる個人名が記載されていることを確認した。

当該個人名が条例第6条第1号に該当することは明らかであることから、実施機関が当該情報を非公開としたことは結論として妥当である。

(3) 条例第6条第2号の該当性について

ア 条例第6条第2号は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。」とし、非公開とする情報として、次に掲げるものとは「ア 公開す

ることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」及び「イ 実施機関の要請を受けて、公開しないことを条件に任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非公開情報として規定している。

イ 4(2)イに記載のとおり、当審査会で図面類を見分したところ、その一部には「目的外使用・開示・持ち出し・複製禁止」と記載されていること、並びに数値等、事業活動の結果知り得た情報及び図面の出力を担当した職員と思われる個人名が記載されていることを確認した。

そこで当審査会は令和7年(2023年)6月20日付けで申請書並びに申請書に付属する物件一覧及び図面類の公開について、これを実施機関に提出した事業者に意見書の提出を求め、同年7月7日付けで事業者より意見書の提出があった。それによれば、図面類に記載されている情報については非公開情報が含まれており、社内規定においても公開が制限されており、公開に応じることは承諾できかねるとのことだったが、非公開及び公開が制限されている理由の記載はなかった。

この点、数値等は、その性格について事業者より具体的な説明はなされてはいないものの、事業者独自のシステムにおいて用いられる情報であり、公開することにより、法人の正当な利益を害するおそれがないとはいいきれない。したがって、数値等を条例第6条第2号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

他方で、図面類のうち案内図は、一般的な地図と大きな差異はなく、占用場所までの経路などを表したに過ぎない。また、平面図に記載された電柱の位置、電柱番号などは、外観上、現地を訪れて視認する方法でおおよそ判明する。

よって、当該箇所は公開により事業者の事業活動上の正当な利益が害されるおそれがあるとまでは認められないことから、条例第6条第2号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は、妥当ではなく、当該箇所は公開すべきである。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

非公開とすべき情報（案内図及び平面図）

【第1号該当】

該当資料名称	非公開箇所
3 鎌倉市指令み公第 329 号 行政財産土地・継続使用許可申請書中、38.七里ヶ浜 1 号緑地(2)案内図及び平面図	個人名

【第2号該当】

該当資料名称	非公開箇所
3 鎌倉市指令み公第 329 号 行政財産土地・継続使用許可申請書中、38.七里ヶ浜 1 号緑地(2)案内図及び平面図	図面番号、電柱標識等の当該図面に関する数値

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日		内 容
R	7 / 4 / 1 9	本件請求にかかる行政文書公開請求書が提出される
	5 / 6	行政文書一部公開決定通知書（本件処分）
	7 / 1 2	本件処分に係る審査請求書が提出される（処分庁：みどり公園課 審査庁：総務課）
	9 / 1 5	処分庁が審査庁に弁明書を提出
	1 0 / 6	審査請求人が審査庁に反論書を提出
	1 0 / 2 1	審査請求人が審査庁に追加の反論書を提出
	1 1 / 1 0	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
	1 2 / 2	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
	1 2 / 2 7	処分庁が審査庁に再々弁明書を提出しないことを通知
	5 / 2 / 6	審査請求人が質問書を提出
	2 / 9	審査庁が口頭意見陳述聴取を実施
	3 / 2 9	審査会に諮問
	7 / 3 / 1 3	第 164 回審査会で審議 （審査請求人からの口頭による意見陳述）
	4 / 1 4	第 165 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
	5 / 2 0	第 166 回審査会で審議
	6 / 1 3	第 167 回審査会で審議
	7 / 4	第 168 回審査会で審議
	8 / 1	第 169 回審査会で審議
	9 / 2	第 170 回審査会で審議
	9 / 2 4	答申（答申第 1 3 7 号）